

# 手続きチェックシート ご家族が亡くなられた方へ

死亡届に伴う手続きはお済みですか？

上京区役所(令和6年4月1日現在)

お悔やみ申しあげます。死亡届を提出後、ご葬儀が終わられてから速やかにお手続きください。

※戸籍や住民票等、証明をご請求の際には、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）の提示が必要です。

※委任状が必要なものもありますので、窓口へお問い合わせください。

注) 手続きの種類によりマイナンバーが必要となる場合がありますので、窓口でご確認ください。

項目	チェック欄	手続き・対象	必要なもの	担当課 (窓口番号)
死亡届 (死亡した方の本籍地、 死亡地、届出人の住所 地のいずれかに届け出 てください。)		死亡の事実を知った日から7日 以内に届け出てください。火葬許 可証を発行します。 (時間外は1階、宿直窓口で受け 付けます。)	・死亡届(死亡診断書)	市民窓口課 1階④ ☎441 -5056

\*以下の項目について、該当される場合は各窓口にて手続きが必要です。

印鑑登録		自動的に失効します。印鑑登録証(カード)は返却するかご家族で処分し てください。		市民窓口課 1階③ ☎441 -5057
マイナンバーカード又は 通知カード又は 住民基本台帳カード		マイナンバーカード及び通知カードは、不要になり次第処分してくだ さい。		
公的個人認証 (電子証明書)		自動的に失効します。手続きは不要です。		
国民健康保険		国民健康保険に加入していた方 ※あわせて葬祭費の手続きをしてく ださい。 (職場の健康保険に加入していた方 や同業者による国保組合の組合員で あった方は、各保険の窓口へお問い 合わせください。)	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・国民健康保険証(亡くなられた方が世 帯主であった場合は、家族の健康保険証 等も必要です) ・高齢受給者証(70歳以上の方) ・限度額適用認定証等(お持ちの場合 のみ)	保険年金課 1階⑤ ☎441 -5130
後期高齢者医療		75歳以上の方 (もしくは65歳以上の方で障害認 定を受けている後期高齢者医療の被 保険者の方) ※あわせて葬祭費の手続きをしてく ださい。	・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額証等、健康管理費認定シール (お持ちの場合のみ)	
葬祭費 (国民健康保険) (後期高齢者医療)		・亡くなられた方の保険証 ・喪主を確認できるもの(会葬礼状・葬儀の見積書など) ・喪主の預金通帳 (職場の健康保険に加入している方や同業者による国保組合の組合員の方 は、各保険の窓口へお問い合わせください。)		保険年金課 1階⑦ ☎441 -5138
国民年金		加入されていた方(第1号被保険 者。任意加入中の方を含む)	・亡くなられた方の状況によって、手 続きや必要なものが異なりますので、 窓口へお問い合わせください(手続き が不要な場合もあります。)	保険年金課 1階⑦ ☎441 -5138
		受給されていた方(障害基礎年 金、遺族基礎年金、老齢福祉年金の み受給の方に限る。) ※老齢基礎年金、厚生年金の方は年 金事務所、共済年金の方は共済組合 へお問い合わせください。		
介護保険		65歳以上のすべての方	・介護保険被保険者証 ・負担割合証(お持ちの方) ・各種減額証(お持ちの方)	健康長寿推進課 2階② ☎441 -5106
		40歳以上で要介護認定を受けてい た方		
老人医療		老人医療費の支給を受けていた方	・福祉医療費受給者証(老)	

項目	チェック欄	手続き・対象	必要なもの	担当課 (窓口番号)
<b>児童手当</b> ※公務員の方は勤務先で ※マイナンバーカードをお持ちの方は、電子申請(マイナポータル「ぴったりサービス」での申請)も可能です。		児童手当の支給を受けていた方 ※児童手当、子ども医療の受付は、市役所子ども家庭支援課分室(☎251-1123)にて行っていますが、区役所でも申請書等を提出していただけます。	詳細はお問い合わせください。	子どもはくくみ室 <b>3階㉔</b> <b>☎441-5119</b>
<b>子ども医療</b>		子ども医療費の支給を受けていた方	・子ども医療費受給者証	
<b>ひとり親家庭等医療</b>		・受給資格が新たに生じる方 ・ひとり親家庭等医療費の支給を受けていた方	・健康保険証 ・戸籍謄本 ・福祉医療費受給者証(親) ※詳細はお問い合わせください。	
<b>児童扶養手当</b>		・児童扶養手当の支給を受けていた方	詳細はお問い合わせください。	
<b>小児慢性特定疾病医療費助成制度</b>		受給者証をお持ちの方は、返却してください。		
<b>自立支援医療(育成医療)</b>		育成医療に係る受給者証をお持ちの方は、返却してください。		
<b>重度心身障害者医療</b>		重度心身障害者医療費(障害者医療)の支給を受けていた方	・福祉医療費受給者証(障)	障害保健福祉課 <b>3階㉕</b> <b>☎441-5121</b>
<b>障害福祉サービス</b>		障害者福祉サービスに係る受給者証をお持ちの方は、返却してください。		
<b>自立支援医療(更生医療・精神通院)</b>		更生医療又は精神通院に係る受給者証をお持ちの方は、返却してください。		
<b>身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳</b>		身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、返却してください。		
<b>特定医療費(指定難病)助成</b>		特定医療費受給者証をお持ちの方は、返却してください(郵送可)。		
<b>特別障害者手当 障害児福祉手当</b>		手当の支給を受けていた方 ※未支払い手当がある場合、あわせて請求手続きも行ってください。	・(未支払い手当がある場合)配偶者又は扶養義務者で死亡時に生計を同じくしていた方名義の預金通帳	
<b>特別障害者(児)手当等</b>		手当の支給を受けていた方 ※未支払い手当がある場合、あわせて請求手続きも行ってください。	・(未支払い手当がある場合)配偶者又は扶養義務者で死亡時に生計を同じくしていた方名義の預金通帳	
<b>特別児童扶養手当</b>		手当の支給を受けていた方	・特別児童扶養手当証書 ※詳細はお問い合わせください。	
<b>心身障害者扶養共済</b>		共済に加入されていた方 年金を受給されていた方	・加入者証 ※詳細はお問い合わせください。 ・年金証書 ※詳細はお問い合わせください	
<b>肝炎治療助成</b>		肝炎治療に係る受給者証をお持ちの方は、返却してください(郵送可)。		健康長寿推進課 <b>2階㉖</b> <b>☎441-2872</b>
<b>被爆者健康手帳</b>		京都府健康対策課(075-414-4736)まで速やかに連絡して下さい。 葬祭料支給申請については、健康長寿推進課へお問い合わせください。 手帳・各種手当証書は、葬祭料支給申請時に返却してください。		
<b>飼い犬の登録変更 ※30日以内</b>		生後91日以上犬を飼っている方で、飼い主が変わる場合	・犬の登録事項変更届	医療衛生コーナー <b>3階㉗</b> <b>☎366-3748</b>
<b>原動機付自転車等の申告(ナンバーの返還又は相続人へ名義変更)</b>		原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車を所有している方	①廃車する場合 ・ナンバープレート ・家族の方(相続人)の本人確認書類(運転免許証・健康保険証等) ②相続人(京都市在住)へ名義変更する場合 ・家族の方(相続人)の本人確認書類(運転免許証・健康保険証等) ・相続を確認できる書類(戸籍全部(個人)事項証明書、遺産分割協議書(当該車両の記載があるもの)等) ※相続人が京都市外の方の場合は、その方のお住いの市町村へお問い合わせください。	軽自動車税事務所 <b>☎213-5467</b>

お問い合わせ	【開庁時間: 月～金(土・日・祝・年末年始除く) 9時～17時】	
上京区役所	〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地	(代表) ☎441-0111

※ **市政情報総合案内コールセンター「京都 いつでもコール」**

・「京都いつでもコール」は、市政の手続きや制度、イベント、施設などに関するお問い合わせにお答えするサービスです。いつでも、お気軽にお問い合わせください。

[時間] 年中無休 朝8時～夜9時  
[電話] 075-661-3755  
[FAX] 075-661-5855



[パソコン・携帯電話] <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000281210.html>

\* 2次元コード読み取りの携帯電話をお持ちの方は、右のコードからアクセスできます。携帯電話